

令和5・6年度神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト運營業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、実用性の高い介護ロボットやICT機器・ソフトウェア（アプリ）、先進的な福祉用具等（以下「介護テクノロジー」という。）に関して、以下の内容を目的として実施していくものである。

- ・介護現場の業務負担軽減、人材確保・定着等に繋げるため、市内の介護現場への介護テクノロジーの導入を推進すること
- ・市内企業や神戸医療産業都市進出企業の介護テクノロジーの事業化及び販路拡大を支援すること
- ・本プロジェクトによる企業支援を通じ、プロジェクトに参画した企業の神戸医療産業都市への進出を促進すること

本業務において、介護ロボットとは、ロボット技術（センサー、駆動系、知能・制御系）を活用して、介護者の負担軽減や、被介護者（高齢者、障害者、虚弱者等）の自立支援、機能障害の回復と社会復帰の促進を目的とした介護テクノロジーをいう。ICT機器・ソフトウェア（アプリ）とは、ICT・ソフトウェアの活用により、介護現場の職員間の情報共有や記録・請求等の業務を効率化し、介護者の負担軽減を図ることや、職員と被介護者のコミュニケーションを支援すること等を目的とした介護テクノロジーをいう。福祉用具とは、その他広く介護者の負担軽減や被介護者の自立支援、機能回復訓練に資する器具をいう。

2. 概要

本業務は上記の目的の達成のため、介護事業者（市内に限る）・企業等を対象に、以下に挙げる事業を実施していく。（個別具体的な業務内容は「4. 委託業務内容」に記載）

- (1) 企業・介護事業所等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用
- (2) 各種イベント（セミナー・機器体験・ニーズ発表会・成果報告等）の実施
- (3) 介護テクノロジーの普及に資する介護事業者・企業間のネットワークの構築
- (4) 「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を用いた市内介護事業所への訪問等による介護テクノロジーの普及・導入促進
- (5) ニーズ調査及び開発企業・介護事業所との連携に基づく介護テクノロジーの開発

3. 契約期間

契約締結日（令和5年6月頃）～令和7年3月31日

4. 委託業務内容

- (1) 介護事業所・企業等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用
 - ・本プロジェクトの効率的かつ効果的な実施に向けて、事業全体の運営および進捗管理等を行うための事務局を設置するとともに、介護テクノロジーの開発企業、介護事業所等

からの問い合わせ・相談に対応し、必要に応じた支援を実施すること。

- ・相談支援窓口の設置については、委託契約締結後速やかに、神戸市内に対面及びオンラインでの相談支援業務が可能な形で設置すること。開設日時については、平日 9 時～17 時（事前予約にて土日祝も対応可）が望ましいが、具体的には受託者が提案すること。
- ・相談支援窓口には介護テクノロジーのほか、介護保険制度や介護現場の課題解決について専門の知識を有する相談員を配置すること。
- ・海外企業からの問い合わせについても、問い合わせ企業側が相談支援窓口における相談時や機器導入時等に対応できる者を用意・派遣することを前提として、受託者は翻訳等のサポートにより問い合わせ企業が本プロジェクトに参加できる体制を用意すること。
- ・相談支援内容については、想定するものは以下のとおりとする。具体的な内容は提案者が提案すること。

①介護事業所向け

- ・介護現場の課題解決のための介護テクノロジーの導入についての相談を受け、製品や導入事例等の情報提供を行うとともに、介護テクノロジーの本格導入に向け、令和 4 年度事業において作成した「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を活用した業務見直しへの助言、行政の補助金（導入補助）や介護報酬に関する情報提供、導入計画の策定支援等を行う。
- ・必要に応じて企業とつなぎ、試行導入等に向けた企業との橋渡しを行う。その際、試行導入に伴う費用負担や、実証後の使用感における現場の声など、企業へのフィードバックについて適切な支援を行うこと。
- ・令和 3・4 年度の参加事業所を中心として、介護テクノロジーの本格導入に向けた事業所内の業務見直しへの助言、行政の補助金（導入補助）や介護報酬に関する情報提供、導入計画の策定支援等を行う。
- ・市（介護保険課）の「社会福祉施設等 ICT 化推進事業補助金」に関する問い合わせ対応を行う。

②開発企業向け

- ・介護分野への参入を予定する企業に対しては、市場動向や類似製品に関する情報提供を行うとともに、介護事業者との意見交換会や施設見学会、本プロジェクトの各種イベントを案内し、現場ニーズの把握、開発コンセプト策定の支援を行う。
- ・製品の開発や改良を予定する企業に対しては、行政の補助金（開発補助）や開発支援窓口等に関する情報提供を行う。また必要に応じて介護事業者とつなぎ、実証等に向けた橋渡しを行う。その際、実証に伴う費用負担など、介護事業者へのフィードバックについて適切な支援を行うこと。
- ・神戸市への進出を検討する企業については、市（調査課）への橋渡し、並びに市の誘致施策の情報提供等を行うこと。
- ・令和 3・4 年度本プロジェクト参加企業・事業所における介護テクノロジー導入の進捗状況に関する追跡調査を行い、必要に応じて各種支援を行うこと。
- ・相談窓口開設をはじめとする本プロジェクトに関するウェブサイト（日本語版・英語版）

の開設（作成・管理・保守・運用・更新作業含む）、広報印刷物の作成、またそれらの広報（受託者及び神戸市が保有する企業、介護事業所、関連団体とのネットワークを活用）は、委託契約締結後速やかに実施すること。

(2) 各種イベント（セミナー・機器体験・ニーズ発表会・成果報告等）の実施

- ・介護テクノロジーに関する各種イベントの開催を通じて、本プロジェクトの認知度を高め、多くの企業や介護事業所からの参画が得られるようにすること。より具体的には、介護事業者に対して導入検討に向けた企業や製品の情報を得る機会を提供するとともに、企業に対して介護事業者のニーズ発掘の機会を提供すること。
- ・イベント等の実施後には、受託者が作成するアンケート等により、事業所・企業双方からの情報収集・分析を行うこと。
- ・具体的な企画や実施時期、募集方法や開催方法等については、受託者が提案すること。なお、各年度末における本プロジェクトの成果報告会（企業・市内事業者向け）は必須とする。
- ・本項目の提案に際しては、具体的な数値目標（参加事業所・企業数、アンケート回収率等）を示すこと。

(企画例)

- ・介護テクノロジーの導入に関するセミナー
- ・介護テクノロジーの体験・展示会
- ・介護事業所におけるニーズ発表会 など

(3) 介護テクノロジーの普及に資する介護事業者・企業間のネットワークの構築

- ・介護事業者と企業（介護事業者間、企業間を含む）が情報交換を行う場を提供し、神戸市における介護テクノロジーの普及に資するネットワークを構築すること。
- ・具体的な内容については、受託者が提案すること。

(企画例)

- ・介護事業者と企業の意見交換会
- ・介護事業者間における介護テクノロジー導入施設の見学会
- ・企業間における情報交換会 など

(4) 「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を用いた市内介護事業所への訪問等による介護テクノロジーの普及・導入促進

- ・令和4年度事業において作成した「介護テクノロジー導入促進の手引き」を介護事業者や企業に対する積極的なPRを行い、介護テクノロジーの導入を促進すること。
- ・介護事業者や企業から得られた意見なども参考にしたうえで、手引きの改訂を各年度末に行うこと。
- ・具体的な手引きの普及・PR手法については、受託者が提案すること。なお提案に際しては、具体的な数値目標（地域・業態別の訪問事業所数など）を示すこと。

(5) ニーズ調査及び開発企業との連携に基づく介護テクノロジーの開発

- ・令和5年度において、介護事業者への訪問やアンケート等を行い、市が提供する各種資料と併せて、介護現場における介護テクノロジー機器に対するニーズ調査を分析すること。その際、ニーズに沿った介護テクノロジーの開発や介護現場への導入が進みづらい要因等の検証を試み、可能な限り定量的かつ体系的な形で分析結果（及びその解決策）をまとめること。
- ・令和6年度において、ニーズ調査の結果も踏まえ、介護現場の課題解決を図るため、企業及び市内介護事業所と連携して、市の制度も活用しながら介護テクノロジーの共同開発に取り組むこと。

(令和5年度における市の制度例)

- ・ Urban Innovation KOBE
- ・ CO-CREATION KOBE Project 等

5. 業務実施報告

業務実施後は、以下の内容を含む業務実施報告書を各年度について作成・提出し、本市の承認を得ること。業務実施報告書の内容については、以下を必須とする。

- (1) 相談支援窓口の対応実績（バックデータを別ファイルにする等、具体的かつ簡明な記載とすること）
- (2) 各種イベントの実施結果、また企業及び介護事業所に提出を求め収集した資料
- (3) 広報用のチラシ類
- (4) 上記の他、本プロジェクトの実施過程で作成した資料等については、本市の要請があれば提出に協力すること。

※各種提出物は、できる限り編集可能な元データも添付すること。

【納入期限】

令和6年3月31日（業務実施報告書【令和5年度分】の提出を含む）、及び
令和7年3月31日（業務実施報告書【令和6年度分】の提出を含む）とする。

6. その他

- (1) 各種提案については、市が提供する令和4年度の本プロジェクト実施結果に係る資料を踏まえたものとする。
- (2) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (3) 提案審査会における付帯意見を踏まえ、業務を行うこと。
- (4) 業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- (5) 業務期間中は、月次で相談窓口の対応状況や、業務の進捗状況、課題等を記載した業務報告書を作成し、本市へ提出すること。

- (6) 本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること。特に実施事業についてやむをえず変更する必要がある場合には、その理由とともに、具体的な変更後の計画を神戸市に提案し、承認を得ること。
- (7) 本プロジェクトの成果物に係る著作権、所有権その他の権利等一切の権利は、本市に帰属する。受託者は、本市が本契約中だけでなくその以後においても、必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権人格権を行使しない。
- (8) 全ての事業実施に際して、社会情勢に応じた対応（例：新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置）を徹底すること。